



みなさま、こんにちは。今回も見ていただきありがとうございます。
今日は、「食育月間」についての独り言です。

いきなりですが、みなさんは「食育月間」をご存じでしょうか？

食育基本法が平成 17 年の6月に公布されたことから、毎年6月が食育月間とされています。

また、毎月19日は「育(いく) = 19」という意味で「食育の日」になっています。

食育月間は、国、地方公共団体、関係団体などが協力して、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施し、食育の一層の浸透を図ることとしています。

農林水産省から、右のポスターが今年度の食育月間ポスターとして掲載されています。農林水産省の HP よりぜひご覧ください。



農林水産省



また、埼玉県では独自の取り組みとして、食育月間の6月と収穫の秋の11月を「彩の国ふるさと学校給食月間」としています。

彩の国ふるさと学校給食月間は、地元産の食材を取り入れた給食による郷土学習を行うなど、地元産食材の一層の活用を図るとともに地元産食材や郷土食等への理解を通してふるさとへの愛着を深める学校給食活動を推進しています。特に両月の第3週を「地場産物活用強化ウィーク」とし、重点的に実施に努めています。

埼玉県教育委員会より、左のポスターが配布されました。こちらは埼玉県のHPには記載がないため、紙媒体でデータが欲しい方がいましたら、学校までご連絡ください。

南中も6月は食育月間を意識して、地場産物をより多く使用したり、埼玉県の郷土料理を提供する予定です。ぜひ楽しみにしてください。

今回は短いですが、「給食室の独り言」は終わりです。また次回も見ていただけたら嬉しいです。

次回もお楽しみに♪